

毎週火、金曜日発行(但休日)と当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

昭和三十六年十二月二十二日付け鳥取県告示
第七百三十三号中訂正

告示

◇告示 土地改良事業換地計画の認可
昭和三十六年十二月定例県議会で議決された
歳入歳出追加予算
建設業者の変更登録
基本測量の実施
海岸保全区域の指定
保安林の解除予定
昭和三十六年度分の保育単価の設定
児童福祉施設措置費保護単価の設定
豚コレラの発生による移入禁止
家畜人工授精講習会の開催
豚コレラ予防注射の実施
土地改良区の定款変更

◇公安告示 古物営業法の規定による聴聞会の開催
昭和三十七年度保育専門学院学生募集要領
昭和三十六年十二月十九日付け鳥取県告示第
七百二十九号中訂正

鳥取県告示第七百三十八号
北野土地改良区から申請のあつた換地計画について、
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二
条第一項の規定により、昭和三十六年十二月二十二日認
可したから、同条第八項の規定により告示する。

昭和三十六年十二月二十六日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百三十九号

昭和三十六年十二月定例県議会で十二月十五日議決さ
れた昭和三十六年度鳥取県歳入歳出追加更正予算、昭和
三十六年度特別会計母子福祉資金貸付事業費歳入歳出追
加予算、昭和三十六年度特別会計県立学校実習費歳入歳
出追加更正予算、昭和三十六年度特別会計県立中央病院

事業費歳入歳出追加更正予算、昭和三十六年度特別会計
農業改良資金助成事業費歳入歳出追加予算及び昭和三十
六年度特別会計県立中部病院事業費歳入歳出予算は、次
のとおりである。

昭和三十六年十二月二十六日

農林部事務 石 繰 上 限

昭和36年度鳥取県歳入歳出追加更正予算

歳入		歳入合計	
3	地方交付税	52,433	
1	地方交付税	52,433	
6	使用料及手数料	535	
1	使用料	120	
2	手数料	415	
7	国庫支出金	73,358	
1	国庫負担金	28,925	
2	国庫補助金	43,039	
3	委託金	1,394	
予算額 千円		162,806	
8	雑収入	939	
1	雑収入	35,541	
2	弁償金及報償金	767	
3	債還金	34,200	
5	物品売払代金	284	
6	雑収入	290	
予算額 千円		4,280	

歳出		歳出合計	
1	公安委員会費	165	
2	警察職員費	3,615	
3	警察行政費	500	
4	土木費	20,994	
1	道路橋梁費	1,621	
4	砂防費	17,000	
7	建築費	—	
8	土木諸費	2,373	
5	教育費	23,945	
4	高等学校費	—	
5	盲ろう学校費	—	
6	図書館費	170	
7	博物館費	100	
8	社会教育費	20,880	
9	体育保健費	54	
12	教育施設費	2,341	
13	教育諸費	400	
6	社会及労働施設費	22,736	
1	生活保護費	18,141	
2	社会福祉費	319	
3	児童保護費	1,477	
4	婦人児童福祉費	1,908	
7	労政費	60	
8	職業安定費	831	
7	保健衛生費	26,701	
2	予防衛生費	24,475	
3	公衆衛生費	250	
4	衛生研究所費	1,637	
6	業務費	58	
7	衛生諸費	281	
8	産業経済費	53,796	
1	農政費	4,480	
2	農業改良費	1,285	
3	林業費	33,597	
4	水産業費	118	
5	蚕業費	—	

6	畜産業費	298							
7	商工業費	35,112							
8	観光事業費	1,140							
9	農地開拓事業費	2,222	△						
10	耕地事業費	47,182							
9	財産費	410							
2	県庁舎建設費	410							
10	統計調査費	324							
1	統計調査費	324							
11	選挙費	13							
1	選挙管理委員会費	13							
13	諸支出金	8,299							
3	地方振興費	400							
4	県政企画調査費	1,895							
5	中海日野川総合開発調査費	64							
6	広報活動費	55							
7	渉外諸費	199							
8	繰出金	5,686							
昭和36年度特別会計母子福祉資金貸付事業									
費歳入歳出追加予算									
歳出合計 162,806									
昭和36年度特別会計母子福祉資金貸付事業									
費歳入歳出追加予算									
歳入合計 35									
昭和36年度特別会計母子福祉資金貸付事業									
費歳入歳出追加予算									
歳入合計 35									

昭和36年度特別会計県立学校実習費歳入歳出追加更正予算									
歳入									
1	歳入	予算額							
1	繰越金	1,231							
1	前年度繰越金	1,231							
歳入合計 1,231									
昭和36年度特別会計県立学校実習費歳入歳出追加更正予算									
歳出									
1	歳出	予算額							
1	県立学校実習費	1,231							
1	県立学校実習費	1,231							
歳出合計 1,231									
昭和36年度特別会計県立中央病院事業費歳入歳出追加更正予算									
歳入									
1	歳入	予算額							
1	使用料及手数料	23,132,000							
1	使用料	23,132,000							
歳入合計 23,132,000									
昭和36年度特別会計農業改良資金助成事業									
費歳入歳出追加予算									
歳入合計 23,132,000									
昭和36年度特別会計農業改良資金助成事業									
費歳入歳出追加予算									
歳入合計 291									
昭和36年度特別会計農業改良資金助成事業									
費歳入歳出追加予算									
歳入合計 291									

00141

鳥取県告示第七百四十二号
 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定に基づき、海岸保全区域を次のように指定したので、同条第四項の規定により告示する。
 昭和三十六年十二月二十六日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

一 海岸管理者 鳥取県知事
 二 区域 鳥取県知事 石 破 二 朗

海岸名	陸地	水域	区域	面
鳥取県中海沿岸 境港 海岸 柳川灘地区海岸	境港市渡町新海一一九番の二二から境港市小篠津町柳川灘四一五〇番の一四までの区間で、昭和三十六年三月二十一日の満潮時の水際線から五〇米までの区域とする。	同上の区間で、昭和三十六年三月二十一日の干潮時の水際線から、境港市渡町新海一一九番の二二地先五〇米の地点と、境港市小篠津町柳川灘四一五〇番の一四地先二〇〇米の地点とを結ぶ線までの区域とする。		

鳥取県告示第七百四十三号
 次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
 昭和三十六年十二月二十六日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡関金町大字野添字芋ヶ平ル四七一ノ一（次の図に示す部分に限る。）所在の保安林
 指定の目的 水源かん養
 解除の理由 砂防設備地とするため
 申請者住所氏名 関金町長
 （「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百四十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の規定に基づき、市町村長が保育所に入所後の保護につき、同法第五十一条第一号の規定により、市町村の支弁する措置費保育単価を次のように定め、昭和三十六年十月一日から適用し、昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十一号（児童福祉施設保育所措置費の保育単価）は、廃止する。

昭和三十六年十二月二十六日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年度分保育単価設定表
 市町村名 施設名 保育単価
 鳥取市 みたから保育所 一、三七〇円

小ばと	一、六〇〇
わかば	一、三七〇
富桑	一、三七〇
賀露	一、三七〇
美保	一、三七〇
さなえ	一、三七〇
美穂	一、四七〇
大正	一、六〇〇
豊美	一、四七〇
松保	一、四七〇
白兎	一、四七〇
白ゆり	一、二六〇
久松	一、六〇〇
甘露	一、六〇〇
みどり	一、三七〇

大岩	網代	東浜	蒲生	田後	岩井	福部	国府町	津ノ井村	智頭町	那岐	大村	用瀬	社	河原	河原町	八上
保育園	代	浜	生	後	井	部	町	村	町	岐	村	瀬		原	町	上
一、四七〇	一、四七〇	一、四七〇	一、四七〇	一、四七〇	一、四七〇	一、二六〇	一、四七〇	一、一二〇	一、〇六〇	一、四七〇	一、四七〇	一、一五〇	一、四七〇	一、一五〇	一、二五〇	一、二五〇

那家町	郡中	大御門	下私都	中私都	上私都	郡家	たから	八東	安部	船岡	準	若桜	中原	小船	第一	第二	ひかり	みどり	鹿野町
町	中	門	都	都	都	家	から	東	部	岡		桜	原	船	一	二	り	り	町
一、二六〇	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇	一、四七〇	一、四七〇	一、一五〇	一、四七〇	一、二六〇	一、四七〇	一、二六〇	一、二五〇	一、一五〇	一、四七〇	一、四七〇	一、二五〇	一、二五〇	一、二五〇	一、二六〇	一、二六〇

倉吉市	西	上灘	西郷	上井第一	上井第二	社	北谷	上小鴨	愛児	めぐみ園	上北条	東	西	南	すみれ	さくら	彦名	崎津	米子市
市									園	園	条								市
一、一三〇	一、二一〇	一、四七〇	一、〇六〇	一、四七〇	一、〇六〇	一、四七〇	一、一二〇	一、二五〇	一、六〇〇	一、四七〇	一、三七〇	一、三七〇	一、三七〇	一、三七〇	一、三七〇	一、二六〇	一、二六〇	一、一五〇	一、一五〇

小鳩	富益	夜見	春日	聖園	仁慈	わかば	皆生	錦	渡	余子	中浜北	中浜南	上道	外江	せんだん	浦富	本庄	岩美町	境港市
鳩	益	見	日	園	慈	か	生	わ	渡	子	北	南	道	江	ん	富	庄	町	市
一、二六〇	一、二六〇	一、四七〇	一、二六〇	一、二五〇	一、三七〇	一、二五〇	一、六〇〇	一、三七〇	一、〇一〇	一、一五〇	一、一三〇	一、六〇〇	一、一三〇	一、〇六〇	一、一八〇	一、〇六〇	一、二六〇	一、二六〇	一、二六〇

会見町	庄内	一、二五〇
賀野	さくら	一、二六〇
所子	野	一、二五〇
高麗	子	一、一二〇
大山	麗	一、四七〇
淀江	山	一、二五〇
淀江	江	一、〇六〇
大和	和	一、一二〇
宇田川	川	一、二五〇
日吉津村	村	一、一二〇
伯仙町	こたか	一、〇六〇
法勝寺	寺	一、二六〇
溝口	口	一、二六〇
江府町	緑ヶ丘	一、二六〇
日野町	根雨	一、二二〇
日野町	野	一、二五〇
黒坂	坂	一、二五〇
矢野	野	一、二五〇
日南町	南	一、二五〇

霞 一、二五〇
多里 一、二六〇

鳥取県告示第七百四十五号

昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十号（児童福祉施設収容施設措置費の保護単価）の一部を次のように改正し、昭和三十六年十月一日から適用する。

昭和三十六年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表(一)及び別表(二)を次のように改める。

青谷町	愛児園	一、二六〇
泊村	泊	一、一五〇
東郷町	宇谷	一、二五〇
太養	養	一、二六〇
東郷	郷	一、二六〇
花見	見	一、一二〇
田後	後	一、二五〇
橋津	津	一、四七〇
宇野	野	一、四七〇
浅津	津	一、四七〇
勝福寺	寺	一、二六〇
三朝	朝	一、四七〇
三朝	朝	一、二五〇
三朝	朝	一、二五〇
加茂	茂	一、二五〇
竹田	田	一、二五〇
大昭	昭	一、二五〇
小鹿	鹿	一、二五〇
関金町	金	一、一五〇

第二	二	一、二五〇
第三	三	一、二五〇
北条町	北	一、二六〇
東中央	東	一、二六〇
大栄町	大	一、二六〇
東	東	一、二六〇
西	西	一、四七〇
由良	由	一、二六〇
大谷	大	一、二六〇
浦安	浦	一、〇六〇
逢東	逢	一、一二〇
八橋	八	一、一五〇
赤碕	赤	一、〇六〇
成美	成	一、一五〇
安田	安	一、二六〇
以西	以	一、二五〇
赤碕	赤	一、一五〇
逢坂	逢	一、一二〇
中山町	中	一、一二〇
名和町	名	一、二六〇

00147

別表 (一)

事務費の児童一人当りの保護単価表 (月額)

(昭和36年10月1日から適用)

施設区分	施設名	地域区分	寒冷地手当区分	算出上の所要単価		国の示す単価		設定保護単価	適用人員	備考
				一般分	寒冷地加	一般分	寒冷地加			
教 護 院	聖徳学校	乙	1級地	6,318	48	4,552	34	4,556	88	
精神薄弱児施設	皆成学園	〃	〃	5,638	42	4,381	35	4,416	84	
盲 児 施 設	積善学園	〃	〃	5,978	46	5,455	38	5,493	30	
ろうあ児施設	〃	〃	〃	4,196	32	3,371	24	3,395	90	
養 護 施 設	鳥取こども学園	〃	〃	3,325	25	3,301	27	3,326	80	
		〃	〃	3,919	30	3,588	31	3,618	30	
		〃	〃	3,640	27	3,501	28	3,528	60	
		〃	〃	3,882	29	3,588	31	3,617	30	
	聖園天使園	乙	〃	3,572	27	3,301	27	3,328	80	
乳 児 院	米子乳児院	〃	〃	12,711	80	12,481	81	12,561	15	
母 子 寮 (県措置分)	那家母子寮	丙	〃	4,409	32	5,191	35	4,441	世帯 20	
		〃	〃	3,468	25	5,191	18	3,486	19	

00148

3才未満の者の加算分 (月額)

施設区分	施設名	地域区分	一人当り加算額	備		考
				備	考	
養 護 施 設	鳥取こども学園	乙	1,585			
		丙	1,499			
		乙	1,585			
		丙	1,499			
母 子 寮 (市措置分)	鳥取母子寮	乙	3,786	26	5,471	18
		丙	3,120	17	5,191	16
		乙	2,467	17	5,471	9
		〃	2,234	15	5,471	9
養 護 施 設	青谷こども学園	乙	1,585			
		丙	1,499			
		乙	1,585			
		丙	1,499			
養 護 施 設	因伯子供学園	乙	1,585			
		丙	1,499			
		乙	1,585			
		丙	1,499			
養 護 施 設	光徳子供学園	乙	1,585			
		丙	1,499			
		乙	1,585			
		丙	1,499			
養 護 施 設	聖園天使園	乙	1,585			
		丙	1,499			
		乙	1,585			
		丙	1,499			

00149

別表 (二) 事業費の児童一人当たりの単価表

経費の種類	生活諸費 (日額)	生活諸費以外			事業費		通員費里額受 手託当(月額)
		教育費* (月額)	生活諸費 (年額)	入進学 支度金 (年額)	祭費 (1件当り)		
養護施設	円 76,730 円 26 内訳 { 飲食物費 76,730 { 間食費 25,553 { 日常諸費 25,553	小学校 1学年 円 176 2学年 円 214 3学年 円 242 4学年 円 256 5学年 円 274 6学年 円 288	小学校 6学年 円 750 中学校 3学年 円 1,800 各 2,000円	260円 (一般分) 260円 (乳児分) 130円	2,000円 ただし火葬に要する費用につき葬祭地の市町村条例等に定めがあるか、かつその定める額が55円をこえるときは、その額	通員費里額受 手託当(月額)	
教護院	円 76,730 円 26 内訳 { 飲食物費 76,730 { 間食費 25,553 { 日常諸費 25,553	中学校 1学年 円 428 2学年 円 388 3学年 円 346	その学校 において 飲食費 を徴収され る実費	260円 (一般分) 260円 (乳児分) 130円	2,000円 ただし火葬に要する費用につき葬祭地の市町村条例等に定めがあるか、かつその定める額が55円をこえるときは、その額	通員費里額受 手託当(月額)	
精神薄弱施設	円 76,730 円 26 内訳 { 飲食物費 76,730 { 間食費 25,553 { 日常諸費 25,553	小学校 1学年 円 176 2学年 円 214 3学年 円 242 4学年 円 256 5学年 円 274 6学年 円 288	その学校 において 飲食費 を徴収され る実費	260円 (一般分) 260円 (乳児分) 130円	2,000円 ただし火葬に要する費用につき葬祭地の市町村条例等に定めがあるか、かつその定める額が55円をこえるときは、その額	通員費里額受 手託当(月額)	
盲児施設	円 76,730 円 26 内訳 { 飲食物費 76,730 { 間食費 25,553 { 日常諸費 25,553	小学校 1学年 円 176 2学年 円 214 3学年 円 242 4学年 円 256 5学年 円 274 6学年 円 288	その学校 において 飲食費 を徴収され る実費	260円 (一般分) 260円 (乳児分) 130円	2,000円 ただし火葬に要する費用につき葬祭地の市町村条例等に定めがあるか、かつその定める額が55円をこえるときは、その額	通員費里額受 手託当(月額)	
ろいあ施設	円 76,730 円 26 内訳 { 飲食物費 76,730 { 間食費 25,553 { 日常諸費 25,553	小学校 1学年 円 176 2学年 円 214 3学年 円 242 4学年 円 256 5学年 円 274 6学年 円 288	その学校 において 飲食費 を徴収され る実費	260円 (一般分) 260円 (乳児分) 130円	2,000円 ただし火葬に要する費用につき葬祭地の市町村条例等に定めがあるか、かつその定める額が55円をこえるときは、その額	通員費里額受 手託当(月額)	
自不自由児施設	円 90,180 円 18 内訳 { 飲食物費 90,180 { 間食費 3,000 { 日常諸費 25,553 { 結核性虚弱児加算費 40,000	1学年 円 280 2学年 円 280 3学年 円 280	その学校 において 飲食費 を徴収され る実費	260円 (一般分) 260円 (乳児分) 130円	2,000円 ただし火葬に要する費用につき葬祭地の市町村条例等に定めがあるか、かつその定める額が55円をこえるときは、その額	通員費里額受 手託当(月額)	

00150

経費の種類	生活諸費 (日額)	生活諸費以外			事業費		通員費里額受 手託当(月額)
		教育費* (月額)	生活諸費 (年額)	入進学 支度金 (年額)	祭費 (1件当り)		
養護施設	円 76,730 円 26 内訳 { 飲食物費 76,730 { 間食費 25,553 { 日常諸費 25,553	小学校 1学年 円 176 2学年 円 214 3学年 円 242 4学年 円 256 5学年 円 274 6学年 円 288	小学校 6学年 円 750 中学校 3学年 円 1,800 各 2,000円	260円 (一般分) 260円 (乳児分) 130円	2,000円 ただし火葬に要する費用につき葬祭地の市町村条例等に定めがあるか、かつその定める額が55円をこえるときは、その額	通員費里額受 手託当(月額)	
教護院	円 76,730 円 26 内訳 { 飲食物費 76,730 { 間食費 25,553 { 日常諸費 25,553	中学校 1学年 円 428 2学年 円 388 3学年 円 346	その学校 において 飲食費 を徴収され る実費	260円 (一般分) 260円 (乳児分) 130円	2,000円 ただし火葬に要する費用につき葬祭地の市町村条例等に定めがあるか、かつその定める額が55円をこえるときは、その額	通員費里額受 手託当(月額)	
精神薄弱施設	円 76,730 円 26 内訳 { 飲食物費 76,730 { 間食費 25,553 { 日常諸費 25,553	小学校 1学年 円 176 2学年 円 214 3学年 円 242 4学年 円 256 5学年 円 274 6学年 円 288	その学校 において 飲食費 を徴収され る実費	260円 (一般分) 260円 (乳児分) 130円	2,000円 ただし火葬に要する費用につき葬祭地の市町村条例等に定めがあるか、かつその定める額が55円をこえるときは、その額	通員費里額受 手託当(月額)	
盲児施設	円 76,730 円 26 内訳 { 飲食物費 76,730 { 間食費 25,553 { 日常諸費 25,553	小学校 1学年 円 176 2学年 円 214 3学年 円 242 4学年 円 256 5学年 円 274 6学年 円 288	その学校 において 飲食費 を徴収され る実費	260円 (一般分) 260円 (乳児分) 130円	2,000円 ただし火葬に要する費用につき葬祭地の市町村条例等に定めがあるか、かつその定める額が55円をこえるときは、その額	通員費里額受 手託当(月額)	
ろいあ施設	円 76,730 円 26 内訳 { 飲食物費 76,730 { 間食費 25,553 { 日常諸費 25,553	小学校 1学年 円 176 2学年 円 214 3学年 円 242 4学年 円 256 5学年 円 274 6学年 円 288	その学校 において 飲食費 を徴収され る実費	260円 (一般分) 260円 (乳児分) 130円	2,000円 ただし火葬に要する費用につき葬祭地の市町村条例等に定めがあるか、かつその定める額が55円をこえるときは、その額	通員費里額受 手託当(月額)	
自不自由児施設	円 90,180 円 18 内訳 { 飲食物費 90,180 { 間食費 3,000 { 日常諸費 25,553 { 結核性虚弱児加算費 40,000	1学年 円 280 2学年 円 280 3学年 円 280	その学校 において 飲食費 を徴収され る実費	260円 (一般分) 260円 (乳児分) 130円	2,000円 ただし火葬に要する費用につき葬祭地の市町村条例等に定めがあるか、かつその定める額が55円をこえるときは、その額	通員費里額受 手託当(月額)	

鳥取県告示第七百四十六号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定により、昭和三十六年十二月二十二日から、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として広島県を指定する。

昭和三十六年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

家畜人工授精講習会（牛）

日 時	科 目		開 催 地
	午前	午後	
一月七日	開講式	関係法規	東伯郡赤碕町 鳥取県種畜場
〃 八日	繁殖生理	繁殖生理	
〃 九日	器具機械	消毒	
〃 一〇日	種付理論	胎生遺伝概論	
〃 一一日	精虫生理	生殖器解剖	
	精液精虫検査法	生殖器解剖実習	
		精液精虫検査法	

鳥取県告示第七百四十七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十条第二項第二号に規定する牛の人工授精に関する講習会を次のように実施する。

昭和三十六年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百四十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十六年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚。ただし、生後五十日及び分べん前後一月以内の

- 〃 一二日 人工授精
- 〃 一三日 人工授精
- 〃 一四日 人工授精実習
- 〃 一五日 発情鑑定
家畜改良と登録
- 〃 一六日 修業試験

- 人工授精
- 人工授精実習
- 人工授精実習
- 家畜改良と登録
- 修業試験

ものを除く。

四 実施の期日 昭和三十七年一月七日から二月六日まで

の期間各豚舎巡回注射

五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

鳥取県告示第七百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、新開土地改良区の定款変更を、昭和三十六年十二月二十二日認可した。

昭和三十六年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十七号

古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第二十五条の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十六年十二月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安成 文

一 関係者の住所及び氏名

岩美郡岩美町大字浦富五九八 湊 久江

二 聴聞の期日

昭和三十七年一月十七日 午後一時から

三 聴聞の場所

岩美郡岩美町 岩井警察署会議室

公 告

鳥取県立保育専門学院学則（昭和三十一年六月鳥取県規則第三十八号）に基づき、昭和三十七年度鳥取県立保

育専門学院入学試験を次の要項により実施する。

昭和三十六年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十七年度鳥取県立保育専門学院学生

募集要項

一 募集人員

第七回生（昭和三十七年四月入学）約五十人

二 受験資格

次の各号の一に該当する女子

(1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）によ

る高等学校を卒業した者、旧中等学校令（明治十八

年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者、

若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了

した者又は文部大臣からこれと同等以上の資格を有

すると認定された者

(2) 満十八才以上の者であつて、児童福祉施設におい

て二年以上児童の保護に従事した者

三 試験内容

学科試験、能力テスト、人物考査及び身体検査を行なう。

(1) 学科試験は、次の五科目について高等学校卒業程度の学力を基準として行なう。

イ 外国語……英語

ロ 数学……数学I

試験範囲から次の内容を除く。

(一) 統計

(二) 対数表による計算及び計算尺の原理（注1参照）

(三) いろいろな曲線（注2参照）

(四) 正射影及び投影図（注3参照）

(五) 三角函数

(注)

1 数学Iにおける対数については、指数の拡張、

対数の定義と性質、底の変換は試験範囲に含め

る。

2 数学Iにおける軌跡及び作図については、基

本的な作図、軌跡としての直線、円は試験範囲に含める。

3 数学Iにおける空間図形については、空間図形の性質の証明、軌跡、作図に関するものは試験範囲に含めないが、その他の問題と関連して

空間図形の性質を利用し計算などを行なうことは試験範囲に含める。

ハ 社会科……社会

ニ 国 語……国語甲（漢文は除く。）

ホ 音 楽……楽典

(2) 能力テスト

(一) 簡単な新曲視唱

(二) ピアノ……任意の曲を一曲（バイエル、チエル

ニーその他何でもよい。）

(3) 人物考査は、口頭試問に基づいて行なう。

(4) 身体検査は、保健所の行なつた身体検査書に基づいて行なう。

四 試験期日及び場所

21 昭和36年12月26日 火曜日 鳥取県公報 第3288号 (第3種郵便物)

(1) 昭和三十七年三月七日(水)、八日(木)、九日(金)

詳細については、願書受付の際本人に連絡する。

(2) 鳥取県倉吉市海田三一九の一
鳥取県立保育専門学院

五 入学志願手続

(1) 入学志願者の提出しなければならない書類

イ 入学願書

ロ 志願票

ハ 戸籍抄本

ニ 受験資格証明書……次のいずれかのうちの一つ。

(一) 最終学校の卒業又は卒業見込証明書(成績証明書)

(二) 文部大臣の資格認定書の写

(三) 二年以上児童の保護に従事していたことの施設長の証明書

ホ 最終学校の成績証明書

ヘ 身体検査書

(2) 手続き上の注意事項

イ 入学願書、志願票、最終学校の成績証明書及び身体検査書は、すべて学院所定のものを使用する。

ロ 入学願書には、三百円の鳥取県収入証紙をはり、消印はしないこと。

ハ 学院にこれらの用紙を請求するときには、必ず返信用の切手をはり、住所、あて名を明記した封筒を同封すること。

ニ これらの入学願書を郵送する場合には、一入学願書在中」と朱書して「書留便」とし、志願者の住所氏名を明記した、書留便になるようにした返信用の封筒を同封すること。

ホ 受験票には、最近三ヶ月以内に撮影した上半身名刺型のものをはり付けその撮影年月日及び氏名を明記すること。

ヘ 児童福祉施設在職証明書には、本籍、現住所、氏名、生年月日のほか、施設の位置、名称、勤務期間、勤務の内容等を明記すること。

正 誤

昭和三十六年十二月十九日付け鳥取県告示第七百二十九号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤 正

7 上 7 浅見谷 浅見谷七八二

昭和三十六年十二月二十二日付け鳥取県告示第七百三十三号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤 正

6 上 10 土砂流出防備 土砂崩壊防備

6 下 3 加藤 辰治 加藤 辰次

ト 一度受理した願書、受験手数料等は、一切返却しない。

六 願書受付期間及びあて先

(1) 昭和三十七年二月一日(木)～二月十五日(木)

(2) 鳥取県倉吉市海田三一九の一

鳥取県立保育専門学院あて

七 合格者の発表

昭和三十七年三月中旬学院に発表するほか本人に通知する。

(備考)

1 入学志願の申込みの受理が終れば、本人あてに試験についての詳細な日時、受験心得等をお知らせします。

2 入学試験についての照会等の場合には、必ずあて先を明記した封筒に返信用の切手をはり付けするか、用件によつては往復葉書を使用してください。